台風19号で被害を受けた小規模事業者の皆様へ



台風19号による被害を受けた"小規模事業者"の皆様を、

「上限100万円の補助金」が応援します!!



台風19号により、被害を受けた被災地域の小規模事業者の皆様を対象とした、上限100万円の補助金制度があるのをご存知ですか? 厳しい環境下での事業再建にお役立てください。主なポイントをご紹介します。手続きに関して裏面の事業概要をご覧ください。また詳しくは、裏面に記載の被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」事務局の特設ウェブサイトより「公募要領」をご確認ください。

誰が受けられますか

岩手県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県の被災 地域に所在する、台風19号により被害を受けた小規模事業者様が対象です。

上記の対象者が、早期に新たな経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する「事業再建の取組み」について申請する必要があります。

※申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

補助金はいくらまでですか

補助金の上限は100万円まで、被災された小規模事業者様が、事業再建に取り組むための資金として、 諸条件を満たし審査に通れば交付されます。補助率は2/3となります。

※経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓等の実施については、商工会・商工会議所の指導・助言を受けられます。

※詳細は、当事務局の公募要領をご参照ください。

どんな取組みが対象になりますか

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する、事業再建のための事業が対象です。

補助金交付決定日から遡って2019年10月10日以降に発生した費用についても、 補助対象経費に計上可能です。

※当該費用による取組みが、補助事業計画に盛り込まれていることが必要です。

《対象となる取組みの一例》

- ●店舗再建までの売上確保・常連客維持のために移動販売車によるケータリングを開始。
- 仮設事業所でも商品製造および販路開拓が 可能となるように、小型の真空パック包装機 を導入。
- ●営業再開とさらなる顧客獲得に向けて、店舗 スペースの土砂撤去やバリアフリー化改修 を実施。

本補助金の支援対象は、事業再建の取組みであり、事業再建とは関係のない復旧、買い替えに対する補助ではありません。 (損害等の被害を受けた事業用の資産の取替え・買替え等は対象となります)

^{お問合せ先} 全国商工会連合会

03-6268-0088

(申請書類の提出先)

被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」事務局 〒106-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19階 「9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)」 ※お問い合わせの際には「台風19号型」とお伝えください。

URL:http://www.shokokai.or.jp/saiken/

「小規模事業者持続化補助金」制度の概要

補助金の対象者

令和元年台風19号による被害を受けた被災地域に所在する、同台風による直接的な被害を受けた小規模事業者。 ※補助金を受けるには、被害を証明する公的書類の提出が必要です。

小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

- ・商業/サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業
- ・製造業その他

常時使用する従業員の数 5人以下 常時使用する従業員の数 20人以下 常時使用する従業員の数 20人以下

対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する事業再建のための事業

補助対象経費

機械装置等費…(例)新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入

広報費…(例)商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作

展示会等出展費…(例)国内及び海外での商品PRイベントの実施

開発費…(例)新規ネット販売・予約システム等の導入

資料購入費…(例)新商品サービスの開発にあたって必要な図書の購入

車両購入費…(例事業再建の取組みのための車両の購入

設備処分費…(例)販売のスペース増床のため所有する死蔵の設備機器の処分

専門家謝金・専門家旅費…(例)ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言

その他 旅費、雑役務費、借料、委託費、外注費



補助率•補助額

補助率/補助対象経費の2/3以内

補助額/上限100万円

※複数の事業者が連携する場合には、上限は1,000万円~2,000万円

手続きの流れ(基本的な場合)申請から補助金受領までの

- ●地方自治体から「被害を受けた事業者」であることを証明する書類を取得
- 2経営計画書の作成【商工会・商工会議所の指導・助言を受けることができます】
- 3地域の商工会・商工会議所の補助事業者の要件を満たしているか等の確認を受けるとともに、 支援機関確認書の作成・交付を依頼※
- △送付締切までに全国商工会連合会(補助金事務局)へ申請書類一式を送付
- ⑤全国商工会連合会による審査、採択・不採択の決定
- ⑥(以下、採択の場合)事業再建の取組み実施【商工会・商工会議所の指導・助言を受けることができます】
- ⑦所定の期限までに実績報告書等の提出
- 8全国商工会連合会による報告書等の確認
- ②報告書等の不足、不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領(精算払い)

※本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会・商工会議所への相談や 「支援機関確認書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

手続きの期限等

申請受付 2019年 **12/17**(火) 全国商工会連合会(補助金事務局)への 申請書類一式の送付締切(上記④)

> 2020年 **1/17**(金)

採択結果公表 (予定) 2020年 **2月中旬**頃

補助事業の実施期限

2019年 10/10(未) 2020年 2/25(火)

詳細は特設Webサイトの公募要領をご覧ください。

http://www.shokokai.or.jp/saiken/